



大津市公報

令和 2 年 6 月 1 日
第 27 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
83	大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1
84	大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則..... 2
85	大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
告 示	
136	令和 2 年度の国民健康保険料に係る保険料率等について..... 3
138	地縁による団体に係る告示事項の変更について..... 4
139	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定について..... 7
140	生活保護法による指定介護機関の指定について..... 7
141	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定について..... 7
公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 8
企業局管理規程	
15	大津市新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響に伴う指定ガス工事店の指定期間及び下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間の特例に関する規程..... 8
教育委員会規則	
21	大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則..... 8

規 則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 6 月 1 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第83号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第24条中第20号を第22号とし、第 1 号から第19号までを 2号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号及び第 2 号として次の 2号を加える。

法第 8 条第 1 項の規定による指定成分等含有食品の届出の受理に関すること。

法第 8 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告に関すること。

第27条第 1 号中「第17条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第17条第 2 項」を「第12条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第18条第 1 項」を「第13条第 1 項」に、「第22条」を「第17条」に改め、同条第 4 号中「第19条第 1 項後段」を「第14条第 1 項後段」に、「第22条」を「第17条」に改め、同条第 5 号中「第19条第 4 項」を「第14条第 4 項」に、「第22条」を「第17条」に改め、同条第 6 号中「第20条第 1 項」を「第15条第 1 項」に、「第22条」を「第17条」に改め、同条第 7 号中「第20条第 2 項」を「第15条第 2 項」に、「第22条」を「第17条」に改め、同条第 8 号中「第21条第 1 項」を「第16条第 1 項」に、「第22条」を「第17条」に改め、同条第 9 号中「第21条第 2 項」を「第16条第 2 項」に、「第22条」を「第17条」に改め、同条第10号中「第31条第 2 項」を「第26条第 1 項」に改める。

第 2 条 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第27条第 3 号中「第17条」を「第16条」に改め、同条第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 6 号中「第15条第 1 項」を「第14条第 1 項」に、「第17条」を「第16条」に改め、同条第 7 号中「第15条第 2 項」を「第14条第 2 項」に、「第17条」を「第16条」に改め、同条第 8 号中「第16条第 1 項」を「第15条第 1 項」に、「第17条」を「第16条」に改め、同条第 9 号中「第16条第 2 項」を「第15条第 2 項」に、「第17条」を「第16条」に改め、同条第 10 号中「第26条第 1 項」を「第25条第 1 項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

滋賀県食の安全・安心推進条例および滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第23号）付則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第2条の規定による改正前の条例（以下この号において「旧条例」という。）第14条第4項（旧条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による自主回収の終了の報告の受理

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年6月1日から施行する。

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第84号

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大津市食品衛生法施行細則（平成21年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第5条の2を削る。

第9条第6号中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に、「醤油製造及びアミノ酸醤油製造」を「しょうゆ製造及びアミノ酸しょうゆ製造」に改め、同条第7号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「生めん製造又は乾めん製造」を「生麺製造及び乾麺製造」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年条例第16号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の大津市食品衛生法施行条例（平成20年条例第47号）第3条第4項及び別表第1の規定（以下「改正前条例の規定」という。）に基づくこの規則による改正前の大津市食品衛生法施行細則第5条、第5条の2、別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後も、改正前条例の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第85号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号ク中「第35条第1号及び第2号」を「第34条の2第2号」に改める。

別表第1第69号の2を次のように改める。

69の2 卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）

（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（これらの取扱品目が付表1の左欄に掲げる品目のいずれかに該当する場合であって、その該当するいずれか一の品目につき、これらの総面積が同表の右欄に掲げる面積以上であるものに限る。）

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

別表第1第69号の3を削り、同表第71号の2中「付表」を「付表2」に改め、同表の付表を別表第1の付表2とし、別表第1の付表2の前に次の1表を加える。

付表1

青果物（野菜及び果実をいう。）	330平方メートル
水産物	200平方メートル
肉類	150平方メートル
花き	200平方メートル

別表第5の2中「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改め、「有機りん化合物」の次に「（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）」を加える。

第2条 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第20条第2号クを次のように改める。

ク 飲食店（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第34条の2第2号に規定するもの）で、業務の用に供する総床面積が100平方メートル以上のもの

別表第5の2トリクロロエチレンの項中「0.03」を「0.01」に改め、同表カドミウム及びその化合物の項中「0.01」を「0.003」に、「150」を「45」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中第20条及び別表第5の2の改正規定 公布の日

第2条中別表第5の2の改正規定 令和3年4月1日

第2条中第20条の改正規定 令和3年6月1日

告 示

大津市告示第136号

令和2年度の国民健康保険料に係る基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額（以下「国民健康保険料の賦課額」という。）の保険料率並びに国民健康保険料の賦課額の減額に係る額を次のとおり決定したので、大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号。以下「条例」という。）第13条第3項（第18条第3項において準用する場合を含む。）、第13条の5の5第3項（第18条第4項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）及び第13条の9第3項（第18条第5項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 国民健康保険料の賦課額

	基礎賦課額の保険料率	後期高齢者支援金等 賦課額の保険料率	介護納付金賦課額の 保 険 料 率
所 得 割	100分の7.3	100分の2.6	100分の2.2
被保険者均等割	1人について 28,200円	1人について 9,600円	1人について 10,200円
世帯別平等割	1世帯について 19,800円	1世帯について 6,900円	1世帯について 5,100円

2 条例第18条第1項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）に規定する国民健康保険料の賦課額の減額に係る額

	基 礎 賦 課 額	後期高齢者支援 金 等 賦 課 額	介護納付金賦課額
条例第18条第1項第1号ア に規定する額	19,740円	6,720円	7,140円
条例第18条第1項第1号イ に規定する額	13,860円	4,830円	3,570円

条例第18条第1項第2号アに規定する額	14,100円	4,800円	5,100円
条例第18条第1項第2号イに規定する額	9,900円	3,450円	2,550円
条例第18条第1項第3号アに規定する額	5,640円	1,920円	2,040円
条例第18条第1項第3号イに規定する額	3,960円	1,380円	1,020円

大津市告示第138号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

地縁による団体の名称	変 更 事 項	変 更 年 月 日
坂本13区自治会	主たる事務所の所在地 大津市坂本八丁目13番13号 代表者の氏名及び住所 氏名 三木 正博 住所 大津市坂本八丁目13番13号	令和2年4月1日
二本松自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 吉江 昌弘 住所 大津市二本松6番10号	令和2年4月1日
南別所町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 藤戸 寛次 住所 大津市大門通6番18号	令和2年4月1日
青松台自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 太田 啓子 住所 大津市黒津二丁目9番6号	令和2年4月4日
北大道町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 大野 彰義 住所 大津市下阪本三丁目4番19号	令和2年3月23日
南郷岡の平自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 新田 日佐光 住所 大津市南郷六丁目1085番地の14	令和2年3月29日
池の内東自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 三浦 浩明 住所 大津市秋葉台3番11号	令和2年4月5日
池の内南自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 山田 博史 住所 大津市湖城が丘17番26号	令和2年3月15日
本宮台自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 廣瀬 規容子 住所 大津市本宮二丁目32番6号	令和2年3月22日
池の内北自治会	主たる事務所の所在地 大津市湖城が丘5番7号 代表者の氏名及び住所	令和2年4月12日

	氏名 赤穂 博 住所 大津市湖城が丘5番7号	
東新緑苑自治会	主たる事務所の所在地 大津市瀬田三丁目26番15号 代表者の氏名及び住所 氏名 田中 豊信 住所 大津市瀬田三丁目26番15号	令和2年3月28日
小唐崎町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 今坂 昇治 住所 大津市下阪本一丁目33番14号	令和2年3月20日
堂之前町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 藤川 久義 住所 大津市下阪本三丁目8番18号	令和2年4月23日
中村自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 岡野 仁 住所 大津市葛川中村町529番地	令和2年4月1日
若葉町自治会	主たる事務所の所在地 大津市唐崎一丁目21番12号 代表者の氏名及び住所 氏名 誉田 敏之 住所 大津市唐崎一丁目21番12号	令和2年3月28日
仰木台自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 野崎 淳子 住所 大津市仰木の里東八丁目5番22号	令和2年3月15日
桜野町一丁目自治会	主たる事務所の所在地 大津市桜野町一丁目5番6号 代表者の氏名及び住所 氏名 中尾 浩行 住所 大津市桜野町二丁目5番6号	令和2年3月15日
桜野町二丁目1区自治会	主たる事務所の所在地 大津市桜野町二丁目20番16号 代表者の氏名及び住所 氏名 小原 弘喜 住所 大津市桜野町二丁目20番16号	令和2年4月1日
桜野町二丁目2区自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 中嶋 邦彦 住所 大津市桜野町二丁目5番18号	令和2年3月22日
松本上町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 北川 雄司 住所 大津市石場4番36号	令和2年4月1日
山の下自治会	主たる事務所の所在地 大津市衣川一丁目13番1号 代表者の氏名及び住所 氏名 安達 茂喜 住所 大津市衣川一丁目13番1号	令和2年3月22日
神領上宮町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 奥村 誠候 住所 大津市神領二丁目35番35号	令和2年3月26日
玉屋町自治会	代表者の氏名及び住所	令和2年4月5日

	氏名 大西 和彦 住所 大津市中央三丁目1番16号	
鍛冶屋町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 田中 寿一 住所 大津市京町三丁目3番18号	令和2年4月12日
国分一丁目2区自治会	主たる事務所の所在地 大津市国分一丁目40番7号 代表者の氏名及び住所 氏名 井上 省太郎 住所 大津市国分一丁目40番7号	令和2年4月12日
柳町自治会	主たる事務所の所在地 大津市下阪本一丁目39番2号 代表者の氏名及び住所 氏名 中村 保 住所 大津市下阪本一丁目39番2号	令和2年4月25日
蟻の内自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 岡本 秀一 住所 大津市滋賀里一丁目3番23号	令和2年3月8日
獵師町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 西岡 伸一 住所 大津市中央三丁目5番9号	令和2年4月9日
坂本第一区自治会	主たる事務所の所在地 大津市坂本二丁目9番12号 代表者の氏名及び住所 氏名 村山 吉信 住所 大津市坂本二丁目9番12号	令和2年3月20日
高城台自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 渡辺 葉子 住所 大津市和邇高城376番地の9	令和2年4月1日
比良麓の会自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 岩永 尊 住所 大津市北比良985番地の30	令和2年4月4日
北住吉自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 小谷 利直 住所 大津市和邇北浜620番地の25	令和2年4月5日
住吉台自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 大平 和明 住所 大津市和邇北浜701番地の39	令和2年4月5日
高城自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 松永 大三 住所 大津市和邇高城45番地の4	令和2年4月12日
北村会	代表者の氏名及び住所 氏名 濱本 久夫 住所 大津市真野四丁目21番43号	令和2年4月1日
馬場元町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 藤本 薫 住所 大津市馬場二丁目8番4号	令和2年4月11日
栄町三丁目自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 宮前 隆司	令和2年4月1日

	住所 大津市栄町18番13号	
北別所自治会	主たる事務所の所在地 大津市尾花川11番17号 代表者の氏名及び住所 氏名 外浜 千博 住所 大津市尾花川11番17号	令和2年4月9日
関津自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 大谷 久和 住所 大津市関津三丁目2番3号	令和2年4月5日
大江東北自治会	主たる事務所の所在地 大津市大江三丁目6番1号 代表者の氏名及び住所 氏名 中谷 之彦 住所 大津市大江三丁目6番1号	令和2年3月14日

大津市告示第139号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次のものを指定した。

令和2年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年月日	事業所番号
放課後等デイサービスパピ-大津	大津市御陵町1番50号	合同会社CRADLE	京都市山科区音羽乙出町6番地6	放課後等デイサービス	令和2年6月1日	2550100057

大津市告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和2年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
じげん薬局浜大津店	大津市浜大津二丁目1番23号	有限会社じげん	大津市大江四丁目19番14号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和2年4月1日

大津市告示第141号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和2年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
じげん薬局浜大津店	大津市浜大津二丁目	有限会社じげん	大津市大江四丁目	居宅療養管理指	令和2年

	目 1 番23号		19番14号	導・介護予防居 宅療養管理指導	4月1日
--	----------	--	--------	--------------------	------

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年5月12日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
草津市野路東五丁目26番32号 株式会社N & S ホーム 代表取締役 野口 哲	開発区域 大津市見世一丁目字小嶋田 135番1	開発区域 1,437.91㎡	令和元年 4月14日	第1520号
	開発行為に関する工事の区域 大津市見世一丁目字小嶋田 125番2の一部、134番2の 一部及び135番2並びに上 記地先大津市道	開発行為に関する 工事の区域 103.59㎡		

（令和2年5月12日揭示済）

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第15号

大津市新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響に伴う指定ガス工事店の指定期間及び下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年6月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響に伴う指定ガス工事店の指定期間及び下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間の特例に関する規程

（指定ガス工事店の指定期間の特例）

第1条 令和2年6月1日において現に大津市指定ガス工事店規程（平成19年企業局管理規程第3号）の規定による指定ガス工事店の指定を受けている者であって、その指定期間が同日から同年7月31日までの間に満了することとなるものは、同規程第5条第2項の規定及び同項の規定に基づき定められた指定期間にかかわらず、その指定の際に、指定期間をその指定の日から令和3年7月31日までとして指定を受けたものとみなす。

（下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間の特例）

第2条 令和2年6月1日において現に大津市下水道排水設備指定工事店規程（平成22年企業局管理規程第4号）の規定による下水道排水設備指定工事店の指定を受けている者であって、その指定の有効期間が同日から同年7月31日までの間に満了することとなるものは、同規程第7条の規定及び同条の規定に基づき定められた有効期間にかかわらず、その指定の際に、有効期間をその指定の日から令和3年7月31日までとして指定を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第21号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
大津市学校運営協議会規則（平成27年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
別表上田上小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

瀬田小学校学校運営協議会	瀬田小学校
--------------	-------

別表日吉中学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

唐崎中学校学校運営協議会	唐崎中学校
--------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。